

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：17102
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2019～2021
課題番号：19K23153
研究課題名(和文) いわゆる権利侵害警告による不法行為責任について

研究課題名(英文) Liability for "Schutzrechtsverwarnung"

研究代表者

高岡 大輔 (TAKAOKA, Daisuke)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：60850857

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、企業に対するアンケート調査によって、いわゆる権利侵害警告の類型の潜在的な重要性を明らかにし、かつ、ドイツ法との比較から、日本法における紛争の特徴として明らかに争点が逸失利益に集中する傾向があることを示した。裁判例の分析により、具体的な損害賠償の内容として、いわゆる無形損害の形で、逸失利益としては証明しえなかった損害が再び考慮されていること、その場合には損害賠償金額が実際にも高額となる傾向になることが示された。
この裁判例の規律が妥当か否かは、民事上の信用毀損一般を視野に入れて、さらに検討されなければならない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事上、信用毀損による不法行為責任の規律は明らかでなく、とりわけ名誉毀損に関する判例法理の射程との関係が問題となっている。ところで、信用毀損による不法行為責任についての民法学上の議論は、しばしば不競法上の信用毀損をモデルとして行われてきた。そして、権利侵害警告の事例は不競法上の信用毀損のうち最大の類型である。それゆえ、権利侵害警告をめぐる規律とその紛争の実態について分析することは、信用毀損一般を検討する上で必要な基礎を提供するものとなる。

また、権利侵害警告は不当な権利主張だという点で不当訴訟など重要な類型との共通点を有しており、損害賠償の内容の分析は、これら隣接問題の分析の手がかりとなる。

研究成果の概要(英文)：In this study, a survey of companies was conducted and this revealed the importance of "Schutzrechtsverwarnung(Kenri Shingai Keikoku)" case. Furthermore, a comparison with German law shows that disputes in Japan focus on lost earnings. Even unproven lost earnings are substantially considered in the form of intangible damages (Muken songai) at trial. Whether this rule of defamation is justified or not must be further examined.

研究分野：不法行為法

キーワード：侵害警告 不正競争 不法行為 信用毀損 逸失利益

1. 研究開始当初の背景

権利侵害警告とは次のような事例を指す。ある営業者(Y)が、競業者(X)に対して、Xの営業活動がYの特許権等の営業上の権利を侵害していると主張して、Xに対してその営業行為を停止せよと要求し、またはXの顧客Aに対して、Xとの取引を停止せよと警告する。従来、この事例は、その警告の基礎となった権利ないし侵害が存在しない場合に、不法行為または不正競争防止法上の信用毀損(不競法2条1項21号)を構成するものと扱われてきたが、近時の学説及び一部の裁判例において、不当訴訟事例との対比による責任判断が主張されることがあった。しかし、不当訴訟と権利侵害警告とは問題状況が異なること、とりわけ権利侵害警告は競争の一段階として行われるものであるため競争法上の考慮が必要であること、他方で不当訴訟には訴訟手続の保障という特有の考慮が働くべきことが、既に指摘されていた。しかし、研究開始当初、この不当訴訟と権利侵害警告という両者の事例で責任の基礎に置かれるべき原理と責任の構造について、十分に検討されていなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、権利侵害警告による責任について、その事例の類型的特徴を分析すること、これを通じて権利侵害警告事例において不法行為責任を基礎づける実質的根拠を明らかにし、不当訴訟類型の場合の責任判断との対比を通じて、権利侵害警告事例におけるあるべき責任判断基準を考察することであった。

3. 研究の方法

本研究は、ドイツ法との比較法的考察と、日本法における裁判例の分析、そして企業に対するアンケート調査を行った。

第一に、ドイツ法においては、日本法にいう権利侵害警告にあたる保護権警告(Schutzrechtsverwahrung)に関する議論が既に蓄積されており、とりわけ最上級審である連邦通常裁判所(BGH)の判例において、不当訴訟ないしその他の不当請求事例における不法行為責任の判断との対比という視点が明示されている。その知見は、日本法を分析する上でも有意義である。

第二に、日本法における権利侵害警告事例は、不正競争防止法上の信用毀損、ひいては民事不法行為としての信用毀損の事例の中でも最大の類型をなしており、裁判例は豊富であるところ、民事不法行為をめぐる紛争において最大の争点であるべき損害についての分析は、従来、必ずしも十分に行われていなかった。しかし、責任判断を支える実質的根拠の中でも被侵害利益の実質は重要な意義を有しており、権利侵害警告事例における被侵害利益の実質がどこにあるかを知るためには、そこで争われている損害に着目することが必要であった。

第三に、やはり紛争の実態を解明する上では、裁判に至らなかった事例についても調査することが必要であり、とりわけ、権利侵害警告の事例は、実務上、もともと当事者が訴訟のコストを避けようとしていることが多いために、訴訟外での解決について調査することはなおさら重要な意味を持っている。しかし、従来、このような調査はあまり行われてこなかった。そこで、本研究では上場企業を対象とするアンケート調査を行い、実務において権利侵害警告が実際にどのような意義を有していると考えられているか、あるいは、そこでどのような規律が必要とされているかということの資料を得ようとした。

4. 研究成果

企業に対するアンケート調査は、権利侵害警告類型の潜在的な重要性を明らかにした。実務上、紛争解決の手段として、訴訟に至る前に一般的にこの種の警告が行われている。そして、この事例のうち裁判例として現れるのは、警告が誤っていたことが事後的に判明した場合であり、そのうちでも顧客に対する警告の事例にほとんど限られているところ、権利侵害警告のうち対顧客警告は割合としてはある程度少なく、しかも、その警告が誤っていると後に明らかになった場合でも、警告の相手方が損害賠償請求訴訟を提起する割合は少なかった。それにもかかわらず、公刊されているだけでも極めて多数の裁判例が知られている。反対に言えば、権利侵害警告が事後的に誤っていたと判明した場合の責任の規律がもつ実務上の重要性は非常に大きいといえる。

ドイツ法の判例・学説は、不当訴訟およびその他の不当請求について、その違法性を原則として否定するという方法によって、結局は日本法と同様に不法行為の成立を基本的に否定する。これに対して、保護権警告事例については、利益状況、とりわけ、警告の相手方の受ける致命的な影響、これに対して相手方に与えられる手続保障、警告者側のコストの小ささ、などを考慮して意識的に不当訴訟の規律の類推を拒否し、客観的に誤った警告が不法行為責任を成立させることを認めていた。

他方で、これと日本法における裁判例とを対比するとき、ドイツ法において主に弁護士費用等の防御費用が損害賠償請求の中心となるのに対して、日本法においては、顕著に、警告によって営業上生じた逸失利益の賠償を求める場合が多い。それゆえ、日本法の場合には、権利侵害警告

が営業上の利益をめぐる紛争であるということがより色濃く現れるところ、裁判例においては、その逸失利益の証明が認められることはあまりない。すなわち、紛争の実際を中心は、他の多くの営業侵害の事例と同様に、この損害の証明に置かれているわけであるが、間接的侵害など他の営業侵害には見られない特色として、いわゆる無形損害の形で、証明に失敗した逸失利益が実質的には再び考慮され、損害賠償の金額を高める影響を与えることが多い。

ところで、このような規律は、信用毀損の事例においてのみ見られるところであるが、信用が問題となる場合にのみ営業損害のこのような取り扱いを認めることの妥当性は、権利侵害警告の事例に限らず信用毀損の事例一般を視野に入れて、別に検討されなければならない。

以上のような成果については、九州大学法政研究 88 巻 2 号に掲載された論文(「信用毀損による不法行為責任に関する一考察 ― いわゆる侵害警告による損害を題材として ―」)において公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高岡 大輔	4. 巻 88
2. 論文標題 信用毀損による不法行為責任に関する一考察：いわゆる侵害警告による損害を題材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1～70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4705302	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------